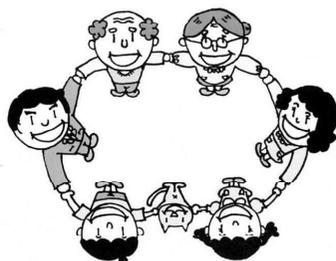


合同歯科検診説明会



岡山市歯科医師会
令和7年5月13日(火)
5月14日(水)

1

実施日

A日程 令和7年 5月29日(木)

B日程 6月5日(木)

※ 学校行事等との関係で、実施日変更の学校があります。
各自担当される学校の日程をご確認ください。

2

実施日変更該当校及び実施日

高島小学校
大元小学校
御南中学校
上道中学校

6月12日(木)

3

合同歯科検診時の 感染防止対策について

本年も、新型コロナウイルス感染防止のための特別な措置は取りませんが、感染予防に留意した検診の実施にご理解ご協力くださいますようお願いいたします。

4

歯科検診における注意事項

- 1) 校医の先生におかれましては、担当される学校の養護教諭と事前に感染対策について打合せをお願いします。
- 2) 検診では必ずグローブとマスクを着用してください。
- 3) 児童生徒の口腔内には基本的には指を入れないでください。
- 4) やむを得ず児童生徒の口腔内に指を入れた場合、そのグローブを廃棄し、手洗いの後、新たなグローブを使用してください。
- 5) 小学校1・2年生、幼稚園、こども園ではミラーが2本使用可能です。必要な方はミラーを2本使用してください。

5

歯科検診における注意事項

- 6) 検診前には校医を中心に検診における注意事項と検診基準の確認を行ってください。
- 7) 探針を用いて垂直的な圧はかけないでください。
- 8) **ラテックスグローブの使用について**
- 9) **携帯電話の取り扱いについて**

6

学校での歯・口の健康診断における探針の使用について

探針はプラーク・食渣の除去や裂溝の填塞物・充填物の有無の確認を目的とする診査の補助器具として用います。しかし、探針の使用により児童生徒の大切な歯牙を破壊したりするようなことのないように注意する必要があります。下図に示すように探針の先を水平的に動かし垂直的に圧をかけないよう注意しましょう。



- ※ 過去に「探針の使用によって歯に穴が開いた」というような訴えがありました。
探針の使用によって、児童生徒の大切な歯を壊す事がないよう、**決して垂直的に圧をかけないよう**お願いいたします。

7

検診時の診断基準及び記入要領

- 県歯発行の『**学校歯科医のための歯・口の健康診断の手引き 2016年版**』の診断基準及び注意事項を参考に検診を実施してください。
- 検診順序はあらかじめ筆記者と相談の上、実施してください。

8

「顎関節の状態」、「歯列・咬合の状態」の健康診断時の注意事項

全ての顎関節の異常、歯列・咬合の異常を指摘するのではなく、**咀嚼を含めた将来の口腔機能全般に影響を及ぼしたり、学業に支障をきたすような顎関節の異常、歯列・咬合の異常を指摘してください。**

※県歯で示しております診断基準は実際に判定していただくための一つの目安とお考え下さい。

② 「歯垢の状態」、「歯肉の状態」の診断基準及び記入要領

※それぞれの診断基準に従い、0, 1, 2で判定し○を付ける。
 ※歯石沈着を認め、歯肉に炎症がない場合は、「学校歯科医 所見欄」の「ZS」に○を付ける。

「歯垢の状態」、「歯肉の状態」の健康診断時の診断基準及び記入要領

診断	診断基準及び注意事項	所見	事後措置
歯垢	0	ほとんどなし	
	1	歯面の1/3以下の付着	要観察(通知)
	2	歯面の1/3を超える付着	治療指示
歯肉(GO)	0	異常なし	
	1	歯肉に軽度の炎症が認められるが、歯石沈着は認められず、注意深いブラッシングを行うことによって炎症が消退するような歯肉を有する者	GO 要検査(通知)
	ZS	歯肉に炎症は認められないが、歯石沈着が認められる者 学校歯科医所見欄にZSと記入し、受診を指示する	ZS 治療指示
歯肉(G)	歯石沈着が認められる等、歯肉に炎症を有する者	G	

※歯石沈着を認め、歯肉に炎症がない場合は、「学校歯科医 所見欄」の「ZS」に○を付ける。

③ 「歯式」の診断基準及び記入要領

※以下の診断基準に従い判定し、記号を記入する。

「歯式」の健康診断時の診断基準及び記入要領

	記号	説明
健全歯	\	現在萌出している歯。 ※ 過剰歯は数えず 「その他の疾病及び異常」の欄に記入。
要精検歯	C0	視診にて明らかな実質欠損（う窩）は認められないが治療を必要とする病変（う蝕様不透過像等）が疑われ、精密検査が必要な歯。 ※ 乳歯でも用いる。
未処置歯	C	視診にて歯質にう蝕性病変と思われる実質欠損が認められる歯。2次う蝕も含む。 C1、C2、C3、C4は全てCと記入。 ※ 治療途中の歯もCとする。

21

喪失歯	△	むし歯が原因で喪失した歯。 乳歯には用いない。 ※ 補綴処置が必要と思われるものについては、 歯科医が学校歯科医の所見欄の「要補綴」 に○をする。
処置歯	○	充填、補綴（冠、継続歯、架工義歯の支台等）によって 歯の機能を営むことができる歯。
要注意乳歯	×	晩期残存し、後継永久歯や歯列の障害を及ぼす 恐れのある乳歯。 ※ 残根状態の場合はCとし、要注意乳歯とは 判定しない

22

④ 「その他の疾病及び異常」について

これは記録用です。

児童生徒健康診断票

(歯・口腔)

市内進学・転学時には進学・転学先へ送付
中学校卒業時、岡山市立学校外進学・転学時は処分

氏名 _____ 性別 男・女

学校名 _____

年 齢	年 月 日	顎 関 節 の 状 態	歯 列 ・ 咬 合 の 状 態	歯 垢 の 状 態	歯 肉 の 状 態	歯 式																歯 歯 状 態				及 そ の 他 の 疾 病 及 び 異 常	学 科 医 生 の 見 解	事 後 処 置			
						歯 式 (乳・永久)																乳 歯	永 久 歯	喪 失 歯							
						歯 式 (乳・永久)																現 在 歯	未 処 置 歯	喪 失 歯							
						歯 式 (乳・永久)																現 在 歯	未 処 置 歯	喪 失 歯							
0	0	0	0	0	0	8	7	6	5	4	3	2	1	2	3	4	5	6	7	8					ZS 要補綴	受診指示 家庭通知 管理指導 処置済					
						上																									
						右																									
						下																									
1	1	1	1	1	1	8	7	6	5	4	3	2	1	2	3	4	5	6	7	8											
						上																									
						右																									
						下																									
2	2	2	2	2	2	8	7	6	5	4	3	2	1	2	3	4	5	6	7	8											
						上																									
						右																									
						下																									

23

<具体的なその他の疾病及び異常例>

癒合歯、過剰歯、欠如歯、奇形歯、エナメル質形成不全、斑状歯、その他の発育異常、小帯異常、歯周疾患以外の軟組織疾患、唇顎口蓋裂、発音障害、口臭等で
精査・治療が必要と思われるもの。

「その他の疾病及び異常」の
健康診断時の注意事項

※旧様式には要注意乳歯の記載がありますが、
これは使用しません。
要注意乳歯は歯式に「×」と記入します。

24

⑤学校歯科医 所見の記入欄

記入するもの…ZS、要補綴、歯列・咬合の詳細を丸数字で記入する

多数の未処置う歯や重度う歯が認められるなど、口腔内の状況等から虐待を疑われる者は要観察を判定し、
学校歯科医 所見欄に
 を記入する

33

児童虐待の防止等に関する法律

(児童虐待の早期発見等)

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

34

虐待とは

1. 身体的虐待
2. 性的虐待
3. ネグレクト
4. 心理的虐待

身体的虐待
ネグレクト

35

ネグレクトの身体的特徴

不潔
褥瘡
るい瘦
発育不全

このような異常が出現しないとネグレクトは発見できないのか？

36

「東京都歯科医師会からの調査報告」

被虐待児のう歯有病者率は、
一般の**2倍以上**であった。

被虐待児の一人平均う歯数は、
一般の**3倍**であった。

被虐待児のう歯未処置率は、
一般に比べて極めて高かった。

37

デンタルネグレクト

親や保護者が、子供に治療の必要性があるにもかかわらず、痛みや感染や機能障害があっても、口腔の健康レベルを保つための歯科受診を意図的に行わせないこと。

(米国小児歯科学会)

保護者による適切な歯科的健康管理がされておらず、必要な治療を受けさせることなく、多数歯にわたるう蝕や歯肉腫脹の放置がある状態。

38

合同歯科検診での運用について

- 疑わしければ、遠慮なく  をつけて下さい！
- この結果は**単独で判断されるものではなく**、
周辺の様子等を鑑み総合的に判断するための
一つの材料となります。

※ 検診時、家庭の状況等の問診は控えてください。

39

子ども虐待(疑いを含む)の 通告は、子どもや家庭へ支援の手をさしのべる第一歩です

※ 医療従事者からの通告は、守秘義務や個人情報保護に関する法律の適用が除外されています。
※ 要保護児童対策地域協議会では、虐待をはじめ支援を要する子どもや家庭の早期発見・適切な支援を図るため、関係機関とのネットワークづくりを進めています。病院協会や医師会、歯科医師会も、子どもや家庭を支える協議会の一員です。情報交換や情報提供にご協力ください。

【岡山市の子ども虐待通告先】 ◎ 下記のどちらかに通告ください

◎ **こども総合相談所
(児童相談所)**
(086) 803-2525

* 緊急の虐待通告は、**24時間
365日** 受け付けています。

・不審なあざや骨折、火傷など、生命の危険が危惧されたり、
緊急を要する場合は、直接、児童相談所へ通告ください。
児童虐待対応専任の児童福祉司や保健師等が対応します。
・子どもの安全の確保が必要と判断した場合には、一時保護す
ることもあります。保護者への説明、医療情報の提供など、
ご協力をお願いします。
・事件性が疑われる場合は、警察署への通報をお願いします。

福祉事務所内
◎ **地域こども相談センター**

* 平日 8:30~17:15

・北 区 中 央 (086) 803-1824
・北 区 北 (086) 251-6521
・中 区 (086) 271-2228
・東 区 (086) 944-0131
・南 区 西 (086) 281-9652
・南 区 南 (086) 261-7127

・通院の中断や転院を繰り返す、子どもへの接し方が
乱暴、極端に不衛生、う歯を放置しているなど虐待
が疑われる場合や、出産後の養育について特に心配
な妊婦などは、対象者がお住まいの「各地域こども
相談センター」へ相談・通告ください。
・センターの職員や相談員等が子どもの安全確認を行
うとともに、養育状況等を調査します。
・親や子どもの病気・障害による養育困難、経済困難、
DV など子どもや家庭に関して支援を要する場合は、
福祉事務所や保健センター、学校等と連携し
対応します。
・子どもの一時保護や施設入所などの措置、判定など
を要する場合には、児童相談所につなぎます。

40

保護者様 令和 年 月 日
 岡山県立教育委員会小学校
 校長名
 歯・口の健康診断結果と受診のおすすめ
 (なお、健康診断は精密検査ではありませんのでご了承ください。)

年 組 氏名

このたびの定期健康診断の結果は、上記の通りとなりました。
 1 健康診断の結果は特に問題はありませんでした。これからもこの状態を維持するために、歯みがきや食生活に注意すると共に、定期的なかかりつけ歯科医のチェックを受け、歯・口の健康づくりに心がけましょう。

経過観察のみにご印のある人は、各家庭で歯みがき、食生活等生活習慣に注意が必要です。また、かかりつけ歯科医による経過観察等継続的な治療・管理を受けることをおすすめします。

経過観察	2 顎関節	あごの関節に少し問題があります。
経過観察	3 歯列・咬合	歯ならび、かみ合わせに少し問題があります。

下の欄にご印のある人は、早めに精密な検査、適切な治療や観察を受けることをおすすめします。治療および観察が終わりましたら、受診結果を記入していただき学校に提出してください。

経過観察	5 検査が必要と思われるむし歯があります。	ア. 治療終了 イ. 経過観察
経過観察	6 治療が必要と思われるむし歯があります。	ア. 治療終了 イ. 経過観察
経過観察	7 相当量の歯垢が残っています。	ア. 治療終了 イ. 経過観察
経過観察	8 歯石が付着しています。	ア. 治療終了 イ. 経過観察
経過観察	9 検査が必要と思われる歯肉の腫れがあります。	ア. 治療終了 イ. 経過観察
経過観察	10 治療が必要と思われる歯肉炎があります。	ア. 治療終了 イ. 経過観察
経過観察	11 歯ならび、かみ合わせに問題があります。	ア. 治療開始 イ. 経過観察
経過観察	12 あごの関節に問題があります。	ア. 治療終了 イ. 経過観察
経過観察	13 その他()	ア. 治療終了 イ. 経過観察

※受診のときは、保護票のある方は必ずご持参ください。なお、歯科医は保護票外診となります。

保護者様へのお返しい
 上記受診の項目のうち1項目以上歯ならび、かみ合わせのみにご印がある場合は、相談・治療を希望されない場合は下記の保護者欄により保護者名を記載し、学校に提出してください。
 保護者欄：現状のところ歯ならび、かみ合わせについては相談・治療を希望しません。
 保護者名

(※ 48訂)

健康診断時に問題の無かった者は、ここに○がつきます。

保護者様 令和 年 月 日
 岡山県立教育委員会小学校
 校長名
 歯・口の健康診断結果と受診のおすすめ
 (なお、健康診断は精密検査ではありませんのでご了承ください。)

年 組 氏名

このたびの定期健康診断の結果は、上記の通りとなりました。
 1 健康診断の結果は特に問題はありませんでした。これからもこの状態を維持するために、歯みがきや食生活に注意すると共に、定期的なかかりつけ歯科医のチェックを受け、歯・口の健康づくりに心がけましょう。

経過観察のみにご印のある人は、各家庭で歯みがき、食生活等生活習慣に注意が必要です。また、かかりつけ歯科医による経過観察等継続的な治療・管理を受けることをおすすめします。

経過観察	2 顎関節	あごの関節に少し問題があります。
経過観察	3 歯列・咬合	歯ならび、かみ合わせに少し問題があります。
経過観察	4 歯垢(しこり)	歯垢が若干付着しています。

下の欄にご印のある人は、早めに精密な検査、適切な治療や観察を受けることをおすすめします。治療および観察が終わりましたら、受診結果を記入していただき学校に提出してください。

経過観察	5 検査が必要と思われるむし歯があります。	ア. 治療終了 イ. 経過観察
経過観察	6 治療が必要と思われるむし歯があります。	ア. 治療終了 イ. 経過観察

※受診のときは、保護票のある方は必ずご持参ください。なお、歯科医は保護票外診となります。

保護者様へのお返しい
 上記受診の項目のうち1項目以上歯ならび、かみ合わせのみにご印がある場合は、相談・治療を希望されない場合は下記の保護者欄により保護者名を記載し、学校に提出してください。
 保護者欄：現状のところ歯ならび、かみ合わせについては相談・治療を希望しません。
 保護者名

(※ 48訂)

健康診断時に経過観察になった者は、ここに○がつきます。

保護者様 令和 年 月 日
 岡山県立教育委員会小学校
 校長名
 歯・口の健康診断結果と受診のおすすめ
 (なお、健康診断は精密検査ではありませんのでご了承ください。)

年 組 氏名

このたびの定期健康診断の結果は、上記の通りとなりました。
 1 健康診断の結果は特に問題はありませんでした。これからもこの状態を維持するために、歯みがきや食生活に注意すると共に、定期的なかかりつけ歯科医のチェックを受け、歯・口の健康づくりに心がけましょう。

経過観察のみにご印のある人は、各家庭で歯みがき、食生活等生活習慣に注意が必要です。また、かかりつけ歯科医による経過観察等継続的な治療・管理を受けることをおすすめします。

経過観察	2 顎関節	あごの関節に少し問題があります。
経過観察	3 歯列・咬合	歯ならび、かみ合わせに少し問題があります。
経過観察	4 歯垢(しこり)	歯垢が若干付着しています。

下の欄にご印のある人は、早めに精密な検査、適切な治療や観察を受けることをおすすめします。治療および観察が終わりましたら、受診結果を記入していただき学校に提出してください。

経過観察	5 検査が必要と思われるむし歯があります。	ア. 治療終了 イ. 経過観察
経過観察	6 治療が必要と思われるむし歯があります。	ア. 治療終了 イ. 経過観察
経過観察	7 相当量の歯垢が残っています。	ア. 治療終了 イ. 経過観察
経過観察	8 歯石が付着しています。	ア. 治療終了 イ. 経過観察
経過観察	9 検査が必要と思われる歯肉の腫れがあります。	ア. 治療終了 イ. 経過観察
経過観察	10 治療が必要と思われる歯肉炎があります。	ア. 治療終了 イ. 経過観察
経過観察	11 歯ならび、かみ合わせに問題があります。	ア. 治療開始 イ. 経過観察
経過観察	12 あごの関節に問題があります。	ア. 治療終了 イ. 経過観察
経過観察	13 その他()	ア. 治療終了 イ. 経過観察

※受診のときは、保護票のある方は必ずご持参ください。なお、歯科医は保護票外診となります。

保護者様へのお返しい
 上記受診の項目のうち1項目以上歯ならび、かみ合わせのみにご印がある場合は、相談・治療を希望されない場合は下記の保護者欄により保護者名を記載し、学校に提出してください。
 保護者欄：現状のところ歯ならび、かみ合わせについては相談・治療を希望しません。
 保護者名

(※ 48訂)

健康診断時に受診勧告になった者は、ここに○がつきます。

- 検診の結果以下の場合○がつきます
- 5 歯式にヶ所でもC0の記載があった場合
 - 6 歯式にCの記載があった場合
 - 7 歯垢の状態 2
 - 8 学校歯科医の所見欄にZSの記載
 - 9 歯肉の状態 1
 - 10 歯肉の状態 2
 - 11 歯列・咬合の状態2
 - 12 顎関節の状態2
 - 13 その他の疾病及び異常(要注意乳歯・過剰歯・癒合歯など)

	治療や検査等が必要な項目	受診結果
受診のおすす	○ 5 検査が必要と思われるむし歯があります。	ア. 治療終了 イ. 経過観察
	○ 6 治療が必要と思われるむし歯があります。	ア. 治療終了 イ. 経過観察
	○ 7 相当量の歯垢が残っています。	ア. 治療終了 イ. 経過観察
	○ 8 歯石が付着しています。	ア. 治療終了 イ. 経過観察
	○ 9 検査が必要と思われる歯肉の腫れがあります。	ア. 治療終了 イ. 経過観察
	○ 10 治療が必要と思われる歯肉炎があります。	ア. 治療終了 イ. 経過観察
	○ 11 歯ならび、かみ合わせに問題があります。	ア. 治療開始 イ. 経過観察
	○ 12 あごの関節に問題があります。	ア. 治療終了 イ. 経過観察
	○ 13 その他()	ア. 治療終了 イ. 経過観察

令和 年 月 日
保護者 氏名
岡山市立教育委員会小学校
校長 氏名

歯・口の健康診断結果と受診のすすめ
(なお、健康診断は精神検査ではありませんのでご了承ください。)

年 組 氏名

このたびの定期健康診断の結果は、下記の通りと存じました。

1. 健康診断の結果は、歯に問題は見つかりませんでした。この結果を保持するため、歯みがきや食生活に注意すると共に、定期的なかかりつけ歯科院のチェックを受け、歯・口の健康づくりに取り組まれます。

経過観察のみに対応のある人は、各家庭で歯みがき、食生活等生活習慣に注意が必要です。また、かかりつけ歯科院による経過観察等継続的な指導・管理を受けることをおすすめします。

10	歯肉が心配と思われる歯肉炎があります。	ア	治療終了	イ	経過観察
11	歯ならび、かみ合わせに問題があります。	ア	治療開始	イ	経過観察
12	歯と歯の間に問題があります。	ア	治療終了	イ	経過観察
13	歯の腐り	ア	治療終了	イ	経過観察

※受診のときは、保険証のある方は必ず持参ください。なお、歯科健診は保険診療となります。
令和 年 月 日
診療機関名
歯科医師名

保護者へのお願い
上記受診のすすめの項目のうち1項目ならび、かみ合わせのみに問題がある場合で、相談・治療を希望されない場合は下記の保護者欄により保護者名を記載し、学校に提出してください。
保護者欄：歯のところが歯ならび、かみ合わせについては相談・治療を希望しません。
保護者氏名

(02-4231)

受診のすすめの11. (歯ならび、かみ合わせに問題があります) に○がついているが保護者が治療等を希望しない場合、保護者が署名し学校に提出する。

要保護・準要保護児童生徒医療費援助

対象者・・・準要保護児童生徒・要保護児童生徒

ほとんどが生活保護医療券で受診

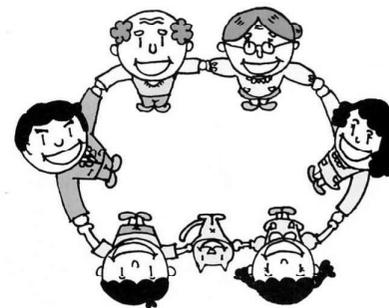
援助の対象となる疾病 (学校病)

歯科では
う歯 (G, P, 晩期残存乳歯などは対象外) のみ

準要保護児童生徒医療費援助制度 について

要保護・準要保護の児童生徒の請求につきましてご不明な点がございましたら、岡山市教育委員会就学課へお問い合わせください。

岡山市教育委員会就学課
086-803-1587 (直通)
月曜～金曜日：8時30分から17時15分まで



長時間にわたりご清聴ありがとうございました。
担当される園・学校の日程をご確認の上、
検診当日も宜しく願いいたします。